

# E i w a N e w s

東日本大震災復興増税案

平成 23 年 10 月  
( No. 075 )

民主党税制調査会は、9月27日の総会で、東日本大震災の復興財源に充てる復興増税について、その対象を「法人税と所得税・住民税、たばこ税」とする案をとりまとめました。

法人税や所得税については、一定の期間、税額に一定の税率をかける付加税を設け、たばこ税については、臨時特別税を設けることとしています。

今回は、この復興増税案についてご紹介いたします。

なお、この復興増税案は、政府与党案として、今後、与野党協議で検討された後、臨時国会に提出されます。(したがって、現時点では確定事項ではありません。ご了承ください。)

## [ 1 ] 所得税・住民税

所得税については、税額に4%の付加税が上乘せされ、平成25年1月(平成25年分所得税)から10年間実施とされています。

この付加税が課された場合、年間の増税額は下記のように試算されます。

(単位：円)

給与収入	夫婦と 子供二人	夫婦と 子供一人	単身者
300万	500	1,700	2,500
400万	1,700	3,000	3,800
500万	3,100	4,900	6,400
600万	5,200	7,700	9,200
700万	8,100	12,000	15,100
800万	13,400	18,400	21,500
900万	19,800	24,800	27,900
1,000万	26,700	31,700	34,700

\* 社会保険料および子供の年齢については、一定の条件のもとに試算しています。

個人住民税の均等割は、平成26年6月(平成26年度分住民税)から5年間、年500円の引き上げとされています。

経済状況への配慮から、所得税と個人住民税の増税の開始時期が集中しないようにされています。

## [2] 法人税

法人税については、税額に10%の付加税が上乗せされ、平成24年4月から3年間の実施とされています。

(平成23年度税制改正案では法人税率の引き下げが予定されていますが、その上で、この付加税が課されます。)

## [3] たばこ税

所得税の負担増を少なくするために、たばこ税にも負担を求めることとなりました。

たばこ税については、平成24年10月から、1本当たり2円(国税・地方税の両方で1本1円ずつ)の臨時特別税が課されることとされています。

## [4] 平成23年度税制改正との関係

今回の復興増税は、平成23年度税制改正法案(国会において継続審議中)に盛り込まれる見込みです。

平成23年度税制改正案において、法人税は、減価償却制度等の見直しによる課税ベースの拡大と、税率の引下げ(現行の30%から25.5%)が予定されています。

復興増税はその上で、10%の付加税が上乗せされるため、税率は28.05%になり、現行より約2%の引き下げになります。

所得税は、給与所得控除等の見直しが予定されており、復興増税はその上で、4%の付加税が上乗せされることとなります。

平成23年度税制改正案では、そのほか、相続税・贈与税の見直しなども予定されています。

今回お知らせしました復興増税案および平成23年度税制改正案につきまして、ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。